

○名護市公認キャラクター着ぐるみ使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規定は、名護市公認キャラクター「なぐうえーかた」（以下「なぐうえーかた」という。）の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項について定めるものとする。

(使用者の対象)

第2条 着ぐるみの使用を申請できる者は、市民団体、並びに市内に本店又は支店を有する事業者及び行政関係団体とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 市内外への名護市のPRに資する目的で使用するものと判断された場合
- (3) その他名護市観光協会（以下「管理者」という。）が特に必要と認めた場合

(使用の申請)

第3条 着ぐるみの使用を希望する者は、使用申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて管理者に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、管理者が認める場合は、添付書類の全部又は一部を省略することができる。

- (1) 申請者の所在及び申請者の活動内容がわかる書類
- (2) 着ぐるみの使用目的及び使用内容がわかる企画書等
- (3) その他、管理者が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行う者は、使用日の15日前までに、必要書類を管理者のメール又はFAXその他の方法により提出しなければならない。

(使用許可等)

第4条 管理者は、前条第1項に規定する申請があった場合、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可するものとする。

- (1) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれがある場合
- (2) なぐうえーかた、名護市及び名護市観光協会等の信用若しくはイメージを損ない、当該関係者に不利益を与え、又は与えるおそれのある場合
- (3) 特定の政治、思又は宗教の活動に使用されるおそれがある場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名行為に使用されるおそれがある場合
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (6) 暴力団又は暴力団員若しくはこれらのもの密接な関係を有する者が使用しようとする場合。
- (7) その他、管理者が着ぐるみの使用について不相当と認めた場合

2 前項の規定による許可をする場合、管理者が認める場合は、着ぐるみの使用方法について条件を付すことができる。

(使用等の遵守事項)

第5条 着ぐるみを使用する者は、着ぐるみの使用に際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、管理者が認めた場合はその限りでない。

- (1) 許可された使用用途のみに使用すること。
- (2) 着ぐるみ返却時に、着ぐるみの使用状況がわかる写真等を管理者に提出すること。
- (3) その他別に定める「なぐうえーかた着ぐるみ使用上の遵守事項」に従って正しく使用すること。

(許可内容の変更)

第6条 第5条に基づく許可を受けた者が、その許可内容の変更を希望するときは、あらかじめ使用許可内容変更申請書(様式第2号)(以下「変更申請書」という。)を管理者に提出しなければならない。

2 前項に係る許可については、第 条の規定を準用する。

(使用許可の取り消し等)

第7条 管理者は、第5条及び第8条の規定による使用許可を受けた者(以下「被許可者」という。)が第7条に掲げる事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、当該許可を取り消すことができる。この場合、当該取り消しによって申請者に損害が生じた場合でも、管理者はその責めを負わない。

2 前項の規定により許可を取り消された者は、速やかに着ぐるみを管理者に返却しなければならない。

(管理者による調査等)

第8条 管理者は、被許可者に着ぐるみの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(使用料)

第9条 着ぐるみの使用料は、市民、市民団体、市内に本店若しくは支店を有する事業者又は行政関係団体が非営利を目的として使用する場合は、無料とする。

2 前項規定に関わらず、管理者が必要と認めた場合は、次に掲げる費用を使用者から徴収することができる。

- (1) 着ぐるみのクリーニングに係る費用

(責任の制限)

第10条 着ぐるみの使用承諾を受けた者が、着ぐるみの使用によって、第三者に対して損害又は

損失を与えた場合でも、管理者は、損害賠償、損失補填及びその他の法律上の責任を一切負わない。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、着ぐるみの使用について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月25日から施行する。

「なぐう ーかた着ぐるみ使用上の遵守事項」

1 出演時間について

- (1) アクターの安全のためにも1回の出演を30分以内に設定すること
- (2) 1日の出演を最大で5回の出演でスケジュール調整すること
- (3) 各出演後は必ず休憩・水分補給を行うこと

※イベント内容、会場によって出演状況が異なることがありますので、その際は事務局にご相談ください。

2 その他注意事項

- (1) 衣裳を着たままの飲食は控えること。
- (2) 出演後はなるべく衣裳を脱ぎ、次の出演まで風通しの良い所で乾かすこと。
- (3) 付添人はアクターの手を引いてリードし、着ぐるみはなるべく手すりなどの物に触れないこと。(野外でのイベントは特に注意。)
- (4) イベント終了後はすぐに梱包するのではなく、消臭スプレー等(無臭)をかけた後、衣裳を極力乾かしてから片付ける様にする。その際、消臭スプレーは衣裳の外からではなく、内部に振りかけること。
- (5) 汗で濡れた衣裳は、ビニール袋に入れるなどして、他の衣裳とは分けること。
- (6) 雨天時は使用をしない。(地面が濡れていても使用を控える)